

公告 第810号  
令和5年8月22日

(宛各事業所)

古河電工健康保険組合  
理事長 關 俊也



## 規約変更に関する公告

このことについて、健康保険法施行令第3条第2項の規定により公告します。

記

古河電工健康保険組合規約の一部を別紙新旧対照表の通り変更する。

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p>第1章 第1条～第3条（略）</p> <p>(設立事業所の名称及び所在地)            第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(略)            株式会社古河電工アドバンスエンジニアリング 千葉県市原市            (削る)            古河ニューリーフ株式会社 神奈川県平塚市            (略)</p>	<p>第1章 第1条～第3条（略）</p> <p>(設立事業所の名称及び所在地)            第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(略)            株式会社古河電工アドバンスエンジニアリング 千葉県市原市  <del>古河C&amp;B株式会社</del> <del>神奈川県平塚市</del>            古河ニューリーフ株式会社 神奈川県平塚市            (略)</p>
<p>第2章 第5条～第8条(略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)            第9条 選挙の範囲</p> <p>(略)            株式会社古河電工アドバンスエンジニアリング            (削る)            古河ニューリーフ株式会社            (略)</p> <p>第10条～(略)</p>	<p>第2章 第5条～(略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)            第9条 選挙の範囲</p> <p>(略)            株式会社古河電工アドバンスエンジニアリング  <del>古河C&amp;B株式会社</del>            古河ニューリーフ株式会社            (略)</p> <p>第10条～(略)</p>

附 則  
 (施行期日)  
 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

新旧条文対照表

新	旧
第1章 第1条～第3条 (略)	第1章 第1条～第3条 (略)
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  (略) 株式会社TOTOKU                      長野県上田市 (略)	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  (略) 東京特殊電線株式会社                      長野県上田市 (略)
第2章 第5条 ～第8条(略)	第2章 第5条 ～(略)
(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 選挙の範囲  (略) 株式会社TOTOKU (略)	(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 選挙の範囲  (略) 東京特殊電線株式会社 (略)
第10条 ～(略)	第10条 ～(略)

附 則  
 (施行期日)  
 この規約は、令和5年4月1日から施行する。